

院外処方せんの使用期間が4日間であることを周知してほしい

【申出要旨】

平成23年12月22日(木)に院外処方せんの交付を受けたが、持病薬であったことや急ぎの用事もあって、当日は薬局へ行かなかった。

翌日(12月23日(金))は祝日であり、次は土・日曜日であったため、4日間の院外処方せんの使用期間を徒過するところであった。

幸い土曜日の午前中に気付き、ことなきを得たが、使用期間を徒過し、改めて院外処方せんの交付を受けるには実費が必要と聞いている。

院外処方せんの使用期間を高齢者にも分かるように周知してほしい。

【説明】

1 医薬分業の進捗状況

我が国では、医療機関内の薬局で調剤(院内処方)するケースが多かったが、薬品の過剰投与の抑制、重複投与の回避等の必要性が指摘され、処方と調剤の分業(医薬分業)が推進されてきた。

院外処方せんは、医師が、患者の治療のため薬剤を調剤して投与する必要があると認めた場合に、薬名、分量、用法、用量等の処方を記載して患者等に交付する文書であり、これを基に調剤薬局が所要の調剤を行うこととされている。

愛知県における医薬分業実施率(院外処方せん受取率)は、全国平均を下回るものの、平成22年度には54.3パーセントとなっており、これに伴い院外処方せんの発行数も増加傾向(平成19~22年度間に約1.5倍増加し、22年度の交付枚数は約3,600万枚)にある。

表1 愛知県における医薬分業実施率(院外処方せん受取率)

| 年度 | 愛知県 | | 全国 | |
|--------|---------|-----------------|---------|------------------|
| | 医薬分業実施率 | 院外処方せん枚数 | 医薬分業実施率 | 院外処方せん枚数 |
| 平成元年度 | 4.1% | — | 11.3% | — |
| 平成19年度 | 47.3% | 23,334,123(100) | 57.2% | 683,749,727(100) |
| 平成20年度 | 49.4% | 33,523,720(144) | 59.1% | 694,358,884(102) |
| 平成21年度 | 51.6% | 34,588,456(148) | 60.7% | 702,220,342(103) |
| 平成22年度 | 54.3% | 36,124,986(155) | 63.1% | 729,393,917(107) |

(注) 日本薬剤師会の資料により作成。()内は、平成19年度を100とする指数

2 処方せんの使用期間

処方せんの使用期間については、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」(昭和32年厚生省令第15号。以下「規則」という。)第20条により、交付の日を含めて4日以内(日曜、祝日を含む。)とされている。

これは、使用期間が長期にわたると患者の症状が変わり、処方の内容が安全かつ有効なものとは言えなくなるおそれがあるとの観点から設定された期間であり、特殊事情（長期の旅行等）がある場合は、医師の医学的判断により4日間を超えることも可能であるとされている。

また、使用期間を徒過し、改めて処方せんを交付してもらう場合、保険の適用はなく、実費（10割負担）を支払うことになる。

表2 院外処方せんの保険点数（内服薬の場合）

| 区 分 | 病院・診療所での算定 | |
|-------|--------------|--------------|
| | 内服薬が7種類以上の場合 | 内服薬が6種類以下の場合 |
| 処方せん料 | 400円（40点） | 680円（68点） |

3 処方せんの様式及び総務省のあっせん

処方せんの様式については、規則第23条に定められており、そのサイズは日本工業規格A列5番を標準とすることとされている。

また、「処方せんの使用期間」欄には、「特に記載のある場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること。」と記載されているが、文字が小さく高齢者には判読が難しいため、この記載をもって処方せんの使用期間を周知しているとは言いがたい。

このような状況から、総務省行政評価局は、平成22年3月30日、厚生労働省に対し、以下の事項をあっせんしている。

- ① 処方せんの使用期間が4日間であること及び医師の判断によりその延長が可能であることを国民に周知が図られるよう広報啓発を行うこと。
- ② 処方せんの使用期間を記載する際には、患者に分かりやすくするために文字の大きさ、配置等に留意するよう医療機関に要請すること。
- ③ ①について待合室等に掲示を行うことに等より患者への周知を図るよう医療機関に要請すること。

これを踏まえ、厚生労働省は、地方厚生局医務課に対し、平成22年9月30日付けで、以下の事項を管下の保険医療機関に要請するよう事務連絡するとともに、(社)日本医師会、(社)日本歯科医師会、(社)全日本病院協会、(社)全日本医療法人協会等にその実施について協力を要請している。

- ① 会計窓口で支払いをする際や処方せんを交付する際に、患者に処方せんの使用期間について声掛けをする。
- ② 待合室の掲示板や受付窓口、会計窓口等に、処方せんの使用期間に関する事項を記載したものを掲示又は設置する。
- ③ 医療機関のホームページや医療機関が発行する広報誌等に掲載する。
- ④ 処方せんに記載されている使用期間について、患者に分かりやすくするた

め、文字の大きさや配置等に配慮する。

4 処方せんの使用期間の認識度

申出を受けた行政相談委員が、一般国民の処方せんの使用期間についての認識度を調べるため、同委員が参加した各種会議の参加者に無作為にアンケートを行った（注）ところ、回答を得た 51 人のうち、「処方せんの使用期間を知らない」者は 35 人（69 パーセント）を占めた。

一方、「処方せんの使用期間を知っている」者は 16 人（31 パーセント）であるが、「4日間」と正確に答えた者は 9 人（18 パーセント）にとどまり、使用期間が十分に認識されていない状況がみられた。

また、①処方せんの使用期間の記載を見たことがある者は 6 人（12 パーセント）、②処方せんを受け取る時に使用期間の説明があった者は 1 人（2 パーセント）、③受付口等で使用期間に係る掲示をみたことがある者 1 人（2 パーセント）と、医療機関における周知も十分に図られていない状況がみられた。

（注）平成 24 年 1 月 19 日から 5 月 3 日までの間、面接による質問形式で実施

表 3 処方せんの使用期間に関する認識度等

| 年齢 | 調査数 | 処方せんに使用期間があることを知らない | 処方せんの使用期間を知っている | 処方せんの使用期間に関する認識 | | 処方せんの使用期間の記載をみたことがある | 処方せんを受け取る時に使用期間の説明があった。 | 受付窓口等で使用期間に係る掲示をみたことがある。 |
|-------|----------|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------------|-------------------------|--------------------------|
| | | | | 4日間と回答した者 | 具体的な日数は知らないとした者 | | | |
| 20 歳代 | 2 | 2 | 0 | — | — | 0 | 0 | 0 |
| 30 歳代 | 3 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 40 歳代 | 5 | 4 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 50 歳代 | 4 | 4 | 0 | — | — | 0 | 0 | 0 |
| 60 歳代 | 22 | 14 | 8 | 5 | 3 | 2 | 1 | 1 |
| 70 歳代 | 11 | 6 | 5 | 1 | 4 | 4 | 0 | 0 |
| 80 歳代 | 4 | 3 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 (%) | 51 (100) | 35 (69) | 16 (31) | 9 (18) | 7 (14) | 6 (12) | 1 (2) | 1 (2) |

（注）行政相談委員の調査結果により作成

5 愛知県内における使用期間徒過の院外処方せんの発生状況

(1) 病院における対応の状況

愛知県内の大規模な病院のうち、院外処方せんを交付している 11 病院から院外処方せんの再交付の状況について事情聴取したところ、その取扱いは次の二つに区分された。

- ① 再発行はせず、改めて診察を受けてもらった上、新たな院外処方せんを交付する。（3 病院）

- ② 使用期間徒過に関する相談・照会があった場合、再発行するか、改めて診察をしてもらうかを医師の判断に委ねて対応している。(8病院)

②に該当する病院の使用期間徒過による再発行の状況は、「再発行の実績はない」(1病院)、「再発行の実績は不明」(1病院)とするものを除く6病院は、医師が患者の相談・照会に応じて、直接、患者に交付する場合もあって、正確な枚数は把握していないが、使用期間徒過による相談・照会の実績はあるとしており、中には平成24年3月1日～5月15日の間に100枚程度の再発行を行っている病院もある。

表4 調査対象医療機関の処方せんが使用期間を徒過した場合の対応方針等

| 使用期間徒過の院外処方せんの対応方針 | 該当医療機関数 | 備考 (再発行の実績等) |
|--------------------|---------|--|
| 改めて受診してもらう | 3病院 | |
| 医師の判断に委ねる | 8病院 | ・平成24年2月～4月の間に10枚の再発行があり、うち5枚が使用期間徒過によるものとするもの(1病院) |
| | | ・平成23年度には薬局から使用期間徒過について11件の照会があったとするもの(1病院) |
| | | ・23年度は月1～2枚程度を使用期間徒過により再発行したとするもの(1病院) |
| | | ・毎月5枚程度を使用期間徒過により再発行するとするもの(1病院) |
| | | ・平成24年3月1日～5月15日の間に187枚の再発行があり、うち5～6割(94～112枚)が使用期間徒過によるものとするもの(1病院) |
| | | ・平成24年3月1日～5月15日の間に19枚の再発行があり、うち15枚が使用期間徒過によるものとするもの(1病院) |
| | | ・再発行の実績なしとするもの(1病院) |
| | | ・再発行の実績については不明とするもの(1病院) |

(注) 当局が各病院に聴取した結果である。

また、病院が把握している使用期間徒過が発生した理由は、以下のとおり(複数回答あり)。

- ① 院外処方せんの使用期間について病院又は医師から説明をしなかった。(4病院)
- ② 薬局が休業日で使用期間を徒過した。(2病院)
- ③ 処方せんの使用期間の文字が小さく読めなかった。(1病院)
- ④ 使用期間があることを知らなかった。(1病院)

(2) 調剤薬局における対応の状況

名古屋市内の調剤薬局5店舗で、使用期間を徒過した院外処方せんが持ち込まれた実績及び徒過した理由等について事情聴取したところ、1薬局を除き、使用期間を徒過した院外処方せんの取扱枚数は多くはないものの、取り扱った実績があると回答している。

また、院外処方せんの期間徒過防止対策として、①医療機関の会計窓口での使用期間の説明を徹底すること、②処方せんに使用期間（〇月〇日～〇月〇日）を明記すること等を挙げている。

表5 調査対象調剤薬局における使用期間を徒過した院外処方せんの発生状況

| 区 分 | | | 回答数 |
|------------------------------|--|----|-----|
| 1 使用期間徒過の 院外処方せんの発 生状況 | ① 平成24年3月1日～5月15日 | 有 | 2 |
| | | 無 | 3 |
| | ② 上記期間にはないが、例年発生 | 有 | 4 |
| | | 無 | 0 |
| | | 不明 | 1 |
| 2 使用期間徒過の 院外処方せんの発 生原因 | ① 患者が処方せんに使用期間があることを知らない。 | 4 | |
| | ② 使用期間があることは知っているが、使用期間の注記が小さく使用期間を見落とす。 | 3 | |
| 3 考えられる使用 期間徒過の防止策 | ① 医療機関の会計窓口での使用期間の説明を徹底する。 | 4 | |
| | ② 院外処方せんに使用期間を〇月〇日～〇月〇日と明記する。 | 2 | |
| | ③ 使用期間の注記の文字を大きくする。 | 1 | |

(注) 1 当局の聴取結果による。

2 「使用期間徒過の院外処方せんの発生原因」欄及び「考えられる使用期間徒過の防止策」欄は、複数回答の調剤薬局があるので、合計が調査薬局数を超える。

なお、愛知県内4市（名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市）にある調剤薬局の休日等の開設状況（表6の（注）参照）をみると、土曜日を休業としている調剤薬局は約8パーセントであるものの、日曜祝日に休業している薬局は約90パーセントであることから、3連休などがあれば使用期間を経過する可能性は高い。

表6 愛知県内4市の調剤薬局の土曜、日曜、祝日の開設状況

| 市 別 | 薬局数 | 土曜休業 | 日祝日休業 |
|------|-------------|-----------|--------------|
| 名古屋市 | 906 (100) | 72 (7.8) | 815 (90.0) |
| 豊橋市 | 139 (100) | 14 (10.0) | 129 (92.8) |
| 岡崎市 | 114 (100) | 7 (6.1) | 109 (95.6) |
| 豊田市 | 121 (100) | 11 (9.1) | 108 (89.3) |
| 合 計 | 1,280 (100) | 104 (8.1) | 1,161 (90.7) |

(注) 愛知県薬剤師会のホームページを基に、当局が各薬局の営業日を補足調査した結果であり、「土曜休業」は、土曜日全休の店のみを計上した。

6 調査対象病院における院外処方せんの使用期間に関する周知状況

上記5-(1)で調査対象とした11病院の院外処方せんの使用期間に関する周知状況は、以下のとおり。

【使用期間の窓口での掲示】

会計窓口、待合室、処方せん受付窓口の全てに使用期間に関する掲示をしているものが2病院あるが、逆に使用期間に関する掲示が、会計窓口、待合室及び処方せん受付窓口のいずれにもないのが1病院ある。

また、会計窓口又は処方せん受付窓口のいずれか1か所には掲示してはいるが、掲示が窓口の奥であるなど、患者の目に付くようになされていないものが3病院ある。

【使用期間についての声掛けや説明】

患者に使用期間の声掛け（説明）を行っていないものが5病院ある。

6病院は使用期間の説明を行っているとしているが、うち3病院では説明の対象を初診者に限定している。

【院外処方せんの使用期間に係る文字の大きさ】

厚労省が示している処方せんのひな型に示された標準的な文字を使用しているものが4病院ある。

7病院は、標準サイズよりも大きく印字してはいるが、いずれも使用期間について注意を喚起するには十分な大きさとは言い難い。

【使用期間の延長の表示】

必要に応じ使用期間の延長ができる旨の掲示を行っているものは3病院で、8病院は掲示していない。

【使用期間の注意喚起のため創意工夫している事例】

11病院の中には、次のように使用期間に注意を喚起する工夫をこらしている事例がみられた。

- ① 院外処方せんの使用期間欄に使用期限となる日付（○月○日～○月○日）を記載している（4病院）。
- ② A4版の左半分（A5版）に院外処方せんを、右半分に注意事項を記載し、使用期間を含む注意事項の文字を大きく表示しており、また、院外処方せんを交付する際には、使用期間の「4日以内」の箇所をマーカーして交付している（1病院）。
- ③ 診療科待合室のモニターと会計窓口待合室の待ち時間モニターのテロ

ップに院外処方せんの使用期間を流している。(3病院)

- ④ 薬剤師会が作成した使用期間(4日間)を大きく表示している院外処方せんを封入する封筒を使用している。(1病院)

表7 調査対象病院における院外処方せんの使用期間の周知状況

| 病院名 | 使用期間及び使用期間延長についての窓口での掲示 | | | 使用期間の声掛け(説明) | 処方せんの印字サイズ | ホームページ等の掲載 |
|-----------------|-------------------------|-----|------------|--------------|------------|------------|
| | 会計窓口 | 待合室 | 処方せん受付窓口 | | | |
| A病院 | ◎ | × | ◎ | × | 標準 | × |
| B病院 | ○ | ○ | ○ | × | 大きめ | × |
| C病院 | × | × | △(薬局の奥に掲示) | × | 大きめ | × |
| D病院 | ○ | × | ○ | × | 大きめ | × |
| E病院 | × | × | △(薬局の奥に掲示) | × | 標準 | × |
| F病院 | × | ○ | × | ○ | 大きめ | ○ |
| G病院 | ○ | ◎ | ○ | ○ | 大きめ | ○ |
| H病院 | ○ | × | × | △(初診者にのみ説明) | 大きめ | × |
| I病院 | × | × | × | △(初診者にのみ説明) | 大きめ | × |
| J病院 | × | ○ | ○ | ○ | 標準 | × |
| K病院 | △(注)4 | × | × | △(初診者に医師が説明) | 標準 | ○ |
| 何らかの措置を講じている病院数 | 6 | 4 | 7 | 6 | 7 | 3 |

(注) 1 当局の調査結果により作成

2 「使用期間及び使用期間延長についての窓口での掲示」欄は、◎=使用期間と使用期間延長の双方の掲示があるもの、○=使用期間の掲示のみがあるもの、△=一応の対応はしているものの、不十分とみられるもの

3 上記1以外の欄は、○=実施しているもの、△=一部実施しているもの、×=実施していないもの

4 K病院の会計窓口は、使用期間及び使用期間延長についての掲示はされているものの、掲示箇所が窓口の奥で見にくいものとなっている。

7 関係機関の意見(東海北陸厚生局(指導監査課))

平成22年9月の厚生労働省保険局医療課から指示により、同年11月に管下の関係機関(注)に対し、事務連絡を発出し、以下の事項を要請した。

- ① 患者への声掛け、院内掲示、医療機関のホームページや広報誌等への掲載により、患者に対し、「処方せんの使用期間は4日以内と規定されている。ただし、特殊事情がある場合には、この期間は延長又は短縮できる」ことを周知すること。

- ② 処方せんに記載されている使用期間を患者に分かりやすくするため、文字

や配置に配慮すること。

また、平成 23 年 9 月以降に実施された集团的個別指導及び適時調査、個別指導等の際に、保険医療機関に対して、処方せんに関する指導を実施している。

引き続き、平成 24 年 9 月に予定されている集团的個別指導を始め、適時調査、個別指導のほか、さまざまな機会を利用して、院外処方せんの使用期間の徒過の防止に努めてまいりたい。

(注) 事務連絡の送付先は、愛知県医師会、愛知県歯科医師会、愛知県薬剤師会、社会保険診療報酬支払基金愛知支部、愛知県国民健康保険団体連合会、健康保険組合連合会愛知連合会、健康保険組合 94 組合